

# 令和6年度 一般廃棄物処理実施計画

西予市

生活福祉部 環境衛生課

# 令和6年度 西予市一般廃棄物処理実施計画

## (目次)

1. 計画の目的
2. 用語の定義
3. 一般廃棄物
4. 一般廃棄物の発生量・処理の見込み
5. 一般廃棄物排出抑制のための方策に関する事項
6. 一般廃棄物の種類及び分別の区分
7. 一般廃棄物処理計画区域
8. 一般廃棄物収集処理計画
9. 一般廃棄物の処理施設
10. 一般廃棄物の処理方法
11. 市では取り扱わない廃棄物（排出禁止物）
12. 一般廃棄物収集運搬及び処分業許可
13. 災害廃棄物の処理について

## 1. 計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき定めるものとし、循環型社会形成のため一般廃棄物の減量化・再資源化及び一般廃棄物の適正処理を目的とする。

## 2. 用語の定義

この計画における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年条例第177号。以下「条例」という。）並びに同条例施行規則（平成16年規則第97号。以下「規則」という。）の例による。

また、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通し、再商品化業者を決定し、再商品化する道筋を「指定法人ルート」とし、自ら再商品化業者を決定する道筋を「自主ルート」とする。

## 3. 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物（20品目）以外の全てのものとする。また、事業所から出る可燃ごみは、事業系一般廃棄物とする。

## 4. 一般廃棄物の発生量・処理の見込み

### 令和5年度実績（ごみ）

A 収集量 (t)	B 直接 搬入量 (t)	C 自家 処理量 (t)	D 集団 回収量 (t)	処理内訳				
				E 資源化 量 (t)	F 委託 焼却量 (t)	埋立(t)		
						G 直接埋立	H 焼却残渣	I計 (G+H)
8,830	185	0	368	1,767	6,953	220	720	940
J 総処理量 (t) (A+B)	K 総排出量 (t) (A+B+C+D)		人口(人)			O 1日1人あ たりの排出 量(g) (K/N/ 365×1000 ×1000)	P リサイク ル率 (%) (D+ E) / K ×100)	減量化率 (%) 100－ (I / J ×100)
9,015	9,383		L 計画 収集 人口	M 自家 処理 人口	N 総人口 (L+ M)	741	22.8	89.6

令和6年度計画（ごみ）

A 収集量 (t)	B 直接 搬入量 (t)	C 自家 処理量 (t)	D 集団 回収量 (t)	処理内訳				
				E 資源化 量 (t)	F 委託 焼却量 (t)	埋立 (t)		
						G 直接埋立	H 焼却残渣	I 計 (G + H)
8,690	182	0	362	1,739	6,843	217	709	926
J 総処理量 (t) (A + B)	K 総排出量 (t) (A + B + C + D)	人口 (人)			O 1日1人あ たりの排出 量 (g) (K / N / 365 × 1000 × 1000)	P リサイク ル率 (%) (D + E) / K × 100)	減量化率 (%) 100 - (I / J × 100)	
		L 計画 収集 人口	M 自家 処理 人口	N 総人口 (L + M)				
8,872	9,234	34,128	0	34,128	741	22.8	89.6	

令和5年度実績（し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥）

施設名	搬入量 (KL)			
	し尿	浄化槽汚泥	農集排汚泥	合計
西予市 衛生センター	5,670	5,767	322	11,759

令和6年度計画（し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥）

施設名	搬入量 (KL)			
	し尿	浄化槽汚泥	農集排汚泥	合計
西予市 衛生センター	5,580	5,676	317	11,573

5. 一般廃棄物排出抑制のための方策に関する事項

(1) 家庭系ごみの減量化及び再資源化対策

- ① 生活系一般廃棄物を15分別23品目に分類し、そのうち22品目について再資源化を図る。

(2) 普及啓発活動

- ① 広報せいよやホームページを活用し、幅広く家庭系ごみの減量化及び再資源化の普及啓発を図る。
- ② 希望者に対してごみ減量化・分別に関する出前講座の開催、または市有の

ごみ処理施設の見学会の実施等により、ごみ処理意識の啓発を推進する。

- ③ 各種団体の資源ごみの集団回収活動に対して補助金を交付し、ごみの再資源化についての啓発を推進する。
- ④ 市内一斉クリーン運動を計画し、市民参加型の啓発活動を実施する。
- ⑤ 全ての行政区ごとに環境委員を委嘱し、地域に根ざした環境行政に取り組む。

### **(3) 事業系ごみへの対策**

- ① 事業系一般廃棄物に対する処理手数料を別途徴収し、排出抑制を図る。

### **(4) 市民へのサービスアップ**

- ① 不適正に排出された廃棄物及び違法処理に対して迅速な対応を図り、厳正な措置を含めた監視・指導体制を強化する。

### **(5) 安全な処理**

- ① 安定かつ安全な廃棄物処理を行うため、可燃ごみについては広域処理とし、委託収集により適正に運搬する。資源ごみについては、中間処理施設を有効活用し処理する。必要に応じて設備を補修し延命化することで循環型社会を目指す。

### **(6) し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理の推進**

- ① 上下水道課が浄化槽の適正な維持管理及び検査指導を行い、合同で環境保全に努める。
- ② 資源化機能を備えた西予市衛生センターにて、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努める。農業集落排水汚泥についても一部ではあるが、同様に適正処理に努める。

## 6. 一般廃棄物の種類及び分別の区分

本市における一般廃棄物の種類及び分別の区分（令和6年度）

	大区分	小区分	事例	
ごみ	焼却ごみ	①もやすごみ	生ごみ、紙クズ、オムツなど	
	資源ごみ	紙類	②新聞・チラシ	新聞、広告
			③段ボール	ダンボール（断面が波状のもの）
			④紙パック	牛乳パック、ジュースのパックで500ml以上のもの
			⑤雑誌・紙製容器包装	週刊誌、カタログ、紙製容器包装など
		⑥プラスチック製容器包装	トレイ、レジ袋、カップ麺の容器など	
		⑦その他プラスチック類	プリンター、バケツなど	
		⑧発泡スチロール	発泡スチロール	
		⑨小型家電類	アイロン、トースター、ドライヤー、パソコン類など使用済小型電子機器	
		⑩金属類	スプーン、フライパンなど	
		びん類	⑪無色	ジュースのびん、ビールびん、一升びんなど
			⑫茶色	
			⑬その他の色	
		かん類	⑭アルミ缶	ジュースかん、お菓子かん、缶詰かんなど
			⑮スチール缶	
	⑯ペットボトル	ジュース及びお茶等のペットボトルなど		
	⑰布類	衣類、布類		
	⑱廃食用油	廃植物油		
	有害ごみ	有害ごみ	⑲蛍光管（直管）	蛍光管
			⑳蛍光管（丸管）	蛍光管、電球
㉑乾電池			乾電池（ボタン・充電式含む）	
埋立ごみ	㉒埋立ごみ	陶器皿、ガラス、ライター、傘、ビデオテープなど		
粗大ごみ	㉓粗大ごみ	自転車、タンス、机、ストーブなど		
禁止ごみ	取り扱わないごみ	家電4品目、バイク、自動車など		

区分	事例
し尿及び浄化槽汚泥	汲み取りし尿、浄化槽汚泥 農業集落排水施設汚泥

## 7. 一般廃棄物処理計画区域

一般廃棄物（ごみ）処理計画区域は西予市全域とする。  
し尿についても西予市全域とする。

## 8. 一般廃棄物収集処理計画

一般廃棄物の収集及び処理体制は次のとおりとする。

### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物を排出するにあたっては、次表のとおり分別し、市が指定する日を守り、居住している地区で定められた集積場所へ排出する。

指定日に指定場所へ排出できない場合は、自ら処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するものとする。

※ 但し、引越などで多量に生じるごみについては、市が指定する施設に排出者自らが搬入する（許可業者運搬も含む）。

### (2) 西予市（一般廃棄物）ふれあい収集事業計画

ごみステーションに排出することが困難な方に対する支援策として、自宅に直接伺い回収し運搬を実施する。支援や介護が必要とされる高齢者や障がい者の方で、親族や近所からの支援が受けられない方を対象とする。収集運搬業務は西予市内の就労支援事業所に委託する。

### 一般廃棄物分別・排出方法（令和6年度）

区分	区域	収集体制	収集回数	搬入先	排出方法
もやすごみ	明浜	指定 収集場所 (委託)	週2回	八幡浜市環境センター	市指定のごみ袋に入れて出す
	三瓶				
	宇和				
	野村				
	城川				
紙類	明浜	指定 収集場所 (委託)	月3回	株式会社カネシロ	ひもで縛る
	三瓶		週1回		
	宇和		月1回		
	野村				
	城川				
プラスチック容器包装	明浜	指定 収集場所 (委託)	月2回	西予市城川清掃センター	無色透明袋に入れて出す
	三瓶			西予市宇和清掃センター	
	宇和				
	野村				
	城川			西予市城川清掃センター	

区分	区域	収集体制	収集回数	搬入先	排出方法
プラスチック類 その他	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	無色透明袋に 入れて出す
	三瓶			西予市野村クリーンセンター	
	宇和			西予市宇和清掃センター	
	野村			西予市野村クリーンセンター	
	城川				
発泡スチロール	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	無色透明袋に 入れて出す
	三瓶			有限会社丸市環境開発	
	宇和			西予市宇和清掃センター	
	野村			西予市野村クリーンセンター	
	城川				
小型家電類	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	無色透明袋に 入れて出す
	三瓶		年4回		
	宇和		月1回		
	野村				
	城川				
金属類	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	無色透明袋に 入れて出す
	三瓶		年4回		
	宇和		月1回		
	野村				
	城川				
びん類	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	収集用キャリ ーに入れる
	三瓶		月2回		
	宇和		月1回	西予市野村クリーンセンターで選 別後西予市宇和清掃センターへ	
	野村				
	城川				
かん類	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	収集用ネット に入れる
	三瓶		月4回		
	宇和		月1回	西予市野村クリーンセンター	収集用キャリ ーに入れる
	野村				
	城川				
ペットボトル	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	無色透明袋に 入れて出す
	三瓶				
	宇和		月2回	西予市城川清掃センター	
	野村				
	城川				

区分	区域	収集体制	収集回数	搬入先	排出方法
古着・古布類	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	株式会社カネシロ	無色透明袋に入れて出す
	三瓶				
	宇和				
	野村				
	城川				
廃食用油	明浜	拠点回収 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	ペットボトル等の容器に入れて、地域づくり活動センター等に設置する回収ボックスに入れる
	三瓶			西予市野村クリーンセンター	
	宇和				
	野村				
	城川				
有害ごみ	明浜	拠点回収 (委託)	随時	西予市宇和清掃センター	地域づくり活動センター等に設置している専用回収ボックスに入れる
	三瓶			西予市野村クリーンセンター	
	宇和				
	野村				
	城川				
金属類	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	無色透明袋に入れて出す
	三瓶		年4回		
	宇和		月1回		
	野村				
	城川				
埋立ごみ	明浜	指定 収集場所 (委託)	月1回	西予市宇和清掃センター	無色透明袋に入れて出す
	三瓶			株式会社西田興産	
	宇和			西予市宇和清掃センター	
	野村				
	城川				
粗大ごみ	明浜	指定 収集場所 (委託)	随時・ 年4回	西予市宇和清掃センター	粗大ごみシールを貼るか、持込施設(左記の施設)にて処理手数料を支払う
	三瓶				
	宇和	直接搬入 及び 許可業者	随意・ 年6回	西予市野村クリーンセンター	
	野村		随時・ 年4回	西予市城川清掃センター	
	城川				
浄化槽汚泥 し尿及び	明浜	許可業者	随時	西予市衛生センター	
	三瓶				
	宇和				
	野村				
	城川				

① 家庭系一般廃棄物収集運搬委託業者（令和6年度）

業者名	住 所	地域	処理対象
瀧本清掃社	西予市明浜町 高山甲 1403 番地 5	明浜町	もやすごみ、紙類、びん類、かん類、プラスチック製容器包装、小型家電類、ペットボトル、金属類、その他プラスチック類、埋立ごみ、古着・古布類、粗大ごみ、蛍光管、乾電池、廃食用油
有限会社清水産業	西予市宇和町 皆田 1567 番地 1	宇和町 旧町内	もやすごみ、紙類、びん類、かん類、プラスチック製容器包装、小型家電類、ペットボトル、金属類、その他プラスチック類、埋立ごみ、古着・古布類、蛍光管、乾電池、廃食用油、助燃剤（資源化）
南予総合サービス 有限会社	西予市宇和町 明間 1236 番地 1	宇和町 旧町以外 野村町 城川町	もやすごみ、紙類、びん類、かん類、プラスチック製容器包装、小型家電類、ペットボトル、金属類、その他プラスチック類、埋立ごみ、古着・古布類
有限会社滝野産業	西予市野村町 阿下 5 号 334 番地	野村町 城川町	もやすごみ、びん類、かん類、プラスチック製容器包装、小型家電類、ペットボトル、金属類、その他プラスチック類、埋立ごみ、蛍光管、乾電池、廃食用油
株式会社 宇都宮清掃社	西予市三瓶町 朝立 7 番耕地 50 番地 1	三瓶町	もやすごみ、紙類、びん類、かん類、プラスチック製容器包装、小型家電類、ペットボトル、金属類、その他プラスチック類、埋立ごみ、古着・古布類、粗大ごみ、蛍光管、乾電池、廃食用油

## ② 家庭系一般廃棄物（ふれあい収集）運搬委託業者（令和6年度）

業者名	住 所	地域	処理対象
西予総合福祉会	西予市宇和町 久枝甲 1434 番地 1	明浜町 宇和町	家庭系一般廃棄物 (粗大ごみを除く)
ひまわり育成会	西予市宇和町 永長 1371 番地	宇和町 三瓶町	
西予市野城総合福祉協会	西予市野村町 野村 8 号 479 番地	野村町 城川町	

### (3) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は自ら処理するものとし、それが困難な場合は、本市の分別に従い、市の指定する処理施設に排出者自らが搬入する。

事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する事業者は 17・18 ページに記載する西予市収集運搬許可業者に排出者自ら依頼することとし、市の指定する処理施設に搬入する。

### (4) 犬・ねこの死骸

申し出によりその都度収集する。

## 9. 一般廃棄物の処理施設

### (1) 市有の廃棄物処理施設

#### ① 資源化中間処理施設（令和6年度）

名 称	所在地	処理方法	処理対象
西予市宇和清掃センター	西予市宇和町 卯之町三丁目 744 番地	選別・圧縮	かん類
西予市野村クリーンセンター	西予市野村町 野村 3 号 595 番地	選別・圧縮 破砕選別	かん類、びん類、そ の他プラスチック 類
西予市城川清掃センター	西予市城川町 下相 1630 番地	選別・圧縮	プラスチック製容 器包装、その他プ ラスチック類、ペ ットボトル

#### ② 中間処理施設（令和6年度）

名 称	所在地	貯留対象物
西予市宇和清掃センター	西予市宇和町 卯之町三丁目 744 番地	びん、かん、小型家電類、プラス チック製容器包装、その他プラ スチック類、ペットボトル、廃食 用油、蛍光管、乾電池、パソコン 類、粗大ごみ
西予市野村クリーンセンター	西予市野村町 野村 3 号 595 番地	びん、かん、蛍光管、乾電池、廃 食用油、粗大ごみ、ペットボトル
西予市城川清掃センター	西予市城川町 下相 1630 番地	廃食用油、蛍光管、乾電池、粗大 ごみ

#### ③ し尿処理施設（令和6年度）

名 称	所在地	貯留対象物
西予市衛生センター	西予市宇和町 稻生 163 番地	し尿、浄化槽汚泥 農業集落排水処理施設汚泥

## (2) 市が委託している処理施設

### ① 廃棄物の焼却施設（令和6年度）

処分先	所在地	処理対象	処理能力
八幡浜市環境センター	八幡浜市 若宮9番耕地40番	もやすごみ	42 t / 日 × 2 基
オオノ開発株式会社	東温市 河之内乙 825 番地 3	助燃剤汚泥	120 t / 日 × 2 基

### ② 指定法人ルート以外の再資源化施設（令和6年度）

業者名	所在地	貯留対象物
株式会社カネシロ	西予市宇和町 永長 1541 番地 1	紙類、古着・古布類
金城産業株式会社	西予市宇和町 永長 1541 番地 1	金属類、粗大ごみの一部、小型家電類（パソコン類・携帯電話を含む）、スチール缶（宇和清掃センター・野村クリーンセンター）、アルミ缶（宇和清掃センター・野村クリーンセンター）
有限会社丸市環境開発	西予市宇和町 伊賀上 1646 番地 5	発泡スチロール、布団・カーペット類
株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区 響町一丁目 62 番地 17	蛍光管、電球、乾電池、水銀
株式会社ダイキアクシス・サステイナブル・パワー	松山市 北吉田町 77 番 74	廃食用油
河田フェザー株式会社	愛知県名古屋市中村区 草薙町一丁目 31 番地	羽毛ふとん
ジット株式会社	山梨県南アルプス市 和泉 984-1	インクカートリッジ

### ③ 指定法人ルート再資源化施設（令和6年度）（処理見込）

業者名	所在地	処理対象	資源化量
株式会社山一商会	兵庫県加古郡 播磨町新島 6-7	無色びん	105,000kg
		茶色びん	98,000kg
株式会社エコシティ	愛媛県新居浜市 垣生 3 丁目 乙 306 番 5 号	その他びん	37,000kg
遠東石塚グリーン ペットボトル株式会社	兵庫県姫路市 飾磨区今在家 1351-1	ペットボトル	84,000kg

業者名	所在地	処理対象	資源化量
田中石灰工業株式会社	高知県南国市 稲生 3185 番地	プラスチック 製容器包装	211,000kg
		その他プラス チック類	108,700kg

④ 中間処理施設（令和6年度）

業者名	所在地	処理方法	処理対象
平成産業有限会社	西予市宇和町 久保 1 号 743 番地	選別・破碎	木質系粗大ご み、ソファー、 マットレス
株式会社グリーンガー	西予市野村町 河西 339 番地 1	選別・破碎	木質系粗大ごみ

⑤ 最終処分施設（令和6年度）

業者名	所在地	処理対象
オオノ開発株式会社	東温市 河内内乙 825 番地 3	粗大ごみ、不燃ごみ、焼却残灰、 沈砂、助燃剤汚泥
株式会社西田興産	大洲市 上須戒丁 587 番地 1	粗大ごみ、不燃ごみ

## 10. 一般廃棄物の処理方法

### ① もやすごみ

もやすごみは、ステーションで回収され、次表のとおり焼却施設で中間処理し、焼却灰は管理型最終処分場で（埋立処分）する。

地域	区分	搬入施設	最終処分
明浜、宇和、野村 城川、三瓶	委託	八幡浜市環境センター	

### ② 紙類

紙類は、新聞紙、段ボール、紙パック（ミルクカートン含む）、雑誌・紙製容器包装に分類される。ステーションで回収された紙類は、直接株式会社カネシロに搬入し、再資源化される。

### ③ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装はステーション回収され、西予市全域分を西予市城川清掃センターに搬入し、（中間処理）選別・圧縮梱包を行い、指定法人ルート田中石灰工業株式会社にて再資源化される。

### ④ その他プラスチック類

その他プラスチック類はステーション回収され、西予市全域分を西予市野村クリーンセンターに搬入し、（中間処理）選別・破碎を行い、西予市城川清掃センターにて選別・圧縮梱包を行い、指定法人ルート田中石灰工業株式会社にて再資源化される。

### ⑤ 発泡スチロール

発泡スチロールはステーション回収され、明浜・宇和地区分は西予市宇和清掃センターに、野村・城川地区分は西予市野村クリーンセンターに搬入貯留後、業者引取、三瓶地区分は直接搬入し、有限会社丸市環境開発にて再資源化される。

### ⑥ 小型家電類

小型家電類はステーション回収され、西予市全域分を西予市宇和清掃センターに搬入する。一時貯留後、金城産業株式会社にて再資源化される。パソコン・携帯電話等も回収するが、個人情報を含む小型家電類は、西予市宇和清掃センターに直接搬入とする。

### ⑦ 金属類

金属類はステーション回収され、西予市全域分を西予市宇和清掃センターに搬入する。選別後、金城産業株式会社に搬出し再資源化される。

### ⑧ びん類

びん類はステーション回収され、宇和・明浜・三瓶地区分は西予市宇和清掃セン

ターへ搬入し貯留する。野村・城川地区分は西予市野村クリーンセンターで選別後、直営搬送にて宇和清掃センターに搬入する。西予市全域分を集約貯留後、指定法人ルートで次表のとおり再資源化される。

廃棄物の種類	再資源化業者
無色びん	株式会社山一商会
茶色びん	
その他びん	株式会社エコシティ

### ⑨ かん類

かん類はステーション回収され、宇和・三瓶・明浜地区分は西予市宇和清掃センターに搬入、野村・城川地区分は西予市野村クリーンセンターに搬入し、スチール缶・アルミ缶に選別後圧縮を行い、次表の自主ルートで再資源化される。

施設名	種類	再資源化業者
西予市宇和清掃センター	アルミ缶プレス	金城産業株式会社
	スチール缶プレス	
西予市野村クリーンセンター	アルミ缶プレス	
	スチール缶プレス	

### ⑩ ペットボトル

ペットボトルはステーション回収後、西予市全域分を西予市城川清掃センターに搬入し、圧縮・梱包を行い、指定法人ルート（半年ごとに業者落札）により再資源化される。

### ⑪ 古着・古布類

古着・古布類はステーション回収され、直接株式会社カネシロに搬入し再資源化される。

### ⑫ 廃食用油

廃食用油は、各地域づくり活動センター・集会所等で拠点回収される。明浜・宇和・三瓶地区分は西予市宇和清掃センター、野村・城川地区分は西予市野村クリーンセンターで保管され、B5燃料（バイオディーゼル燃料を5%混合した軽油）に精製できる株式会社ダイキアクシス・サステイナブル・パワーによって再資源化される。B5燃料は西予市廃棄物処理施設でも利用する。

### ⑬ 有害ごみ（蛍光管・乾電池）

有害ごみ（蛍光管・乾電池）は、各地域づくり活動センター・集会所で拠点回収される。明浜・宇和・三瓶地区分は西予市宇和清掃センターに搬入する。野村・城川地区分は西予市野村クリーンセンターで保管し、株式会社ジェイ・リライツにて再資源化される。

#### ⑭ 埋立ごみ

埋立ごみはステーション回収され、明浜・宇和・野村・城川地区分は西予市宇和清掃センターに搬入選別後、オオノ開発株式会社最終処分場にて埋立処分される。三瓶地区分は株式会社西田興産に直接搬入し埋立処分される。インクカートリッジはジット株式会社にて再資源化される。

#### ⑮ 粗大ごみ

搬入された粗大ごみは、選別し、そのうち金属類は金城産業株式会社にて再資源化され、木質系粗大ごみは平成産業有限会社及び株式会社グリーンガーで破碎した後再資源化される。羽毛ふとんは河田フェザー株式会社にて再資源化される。

#### ■ 犬・ねこの死骸

犬・ねこの死骸は、回収後八幡浜市環境センターにおいて処分する。

#### ■ し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水処理施設汚泥

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥は、次表の施設で中間処理される。西予市衛生センターで膜分離高負荷脱窒素処理により生物処理され、処理水については高度処理の後放流する。

処理工程で発生する汚泥は助燃剤として資源化し、オオノ開発株式会社の焼却用助燃剤として利用する。し渣、沈砂は施設内で一時貯留し、オオノ開発株式会社に埋立処分を委託する。

施設名	排出地域	処理方法	処理能力
西予市衛生センター	明浜、宇和、野村 城川、三瓶	膜分離高負荷脱窒素 処理方式+高度処理 資源化（助燃剤）	45 k l /日

## 11. 市で取り扱わない廃棄物（排出禁止物）

### 本市では取り扱わない廃棄物（令和6年度）

対象品目	排出者への対応
特定家庭用機器再商品化法の対象機器（テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）、エアコン（室外機も含む））	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用一般廃棄物は、家電小売店又は愛媛県電気商業組合加盟店に引取、または家電リサイクル法の規定による指定搬入場所へ自ら搬入することを指導。引取義務外品についてもリサイクルルートの確保に努める。
使用済自動車	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下法「自動車リサイクル法」という。）第2条第2項に定める使用済自動車は、自動車リサイクル法第2条第11項に定める引取業者に自ら搬入することを指導。
液状のもの （農薬、塗料等）	自ら使い切ることを指導、または販売店等による引取指導。
廃油、塗料または 毒性のある薬品	自ら使い切ることを指導、または販売店等による引取指導。
廃消火器	廃消火器を適正に処理できる者、または認定を受けた者に処理を依頼するように指導。
廃タイヤ	販売店等による下取り、または引取の指導。
自動二輪車及び 原動機付き自転車	販売店等による下取り、または引取の指導。
バッテリー	販売店等による下取り、または引取の指導。
LPGガスボンベ	販売店等による下取り、または引取の指導。
廃火薬類	廃火薬類を適正に処理できる者、または認定を受けたものから依頼を受けた者に処理を依頼するように指導。
特別管理一般廃棄物	特別管理一般廃棄物は、特別管理産業廃棄物処分業者に処分を委託するように指導。
感染性などの危険がある在宅 医療系廃棄物	専門の処理業者に委託するなど適正な処理をおこなうように指導。
その他事業活動に伴う廃棄物	専門の処理業者に委託するなど適正な処理をおこなうように指導。
その他市長が処理困難と認めるもの	販売店による下取り、適正な処理、または引取の指導。

## 12. 一般廃棄物収集運搬及び処分業許可

### (1) 収集運搬業者

法第7条の一般廃棄物の収集運搬を業として行う者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

- ① 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者は市の定める分別基準に従い運搬しなければならない。
- ② 一般廃棄物収集運搬業者は分別収集した一般廃棄物を市の指定する処分先へ運搬すること。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業者は市外で発生した一般廃棄物を西予市内に運搬してはならない。
- ④ 一般廃棄物の保管及び積替えは地域環境に悪影響がなく、市が認めたもののみ許可する。
- ⑤ 一般廃棄物収集運搬業者は事業計画を作成しなければならない。事業範囲の変更がある場合も同様とする。
- ⑥ 市長は、提出された事業計画が市の定める一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとする。また、事業計画が提出されない場合も同様とする。
- ⑦ 一般廃棄物収集運搬業者は市長から収集リストの提示を求められた場合は、必ず提示しなければならない。
- ⑧ 一般廃棄物収集運搬業者は、家庭系一般廃棄物を処分先に運搬する場合は、家庭ごみ排出証明書（別紙）を搬入施設へ提出しなければならない。
- ⑨ 一般廃棄物収集運搬業者は次表のとおりで、許可期間は、令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間とし、運用期間内の新規許可は認めない。

その間に急激な人口の増加や大型店舗の進出、また、高齢化による運搬困難な事由によって一般廃棄物収集体制に困難が生じた場合は、次の更新までに新規許可発行について検討する。

### ■ ごみ収集運搬業許可業者

業者名	住 所	対象品目	対象地区
瀧本清掃社	西予市明浜町 高山甲 1403 番地 5	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物	明浜地区
有限会社清水産業	西予市宇和町 皆田 1567 番地 1	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物	市内全域
株式会社 ダイニンエコ工業	西予市宇和町 伊賀上 111 番地 2	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物	市内全域

業者名	住 所	対象品目	対象地区
有限会社丸市環境開発	西予市宇和町 伊賀上 1646 番地 5	事業系一般廃棄物	市内全域
株式会社カネシロ	西予市宇和町 永長 1541 番地 1	事業系一般廃棄物	市内全域
愛紳開発	西予市宇和町 瀬戸 543 番地	事業系一般廃棄物	市内全域
有限会社卯之町重機	西予市宇和町 卯之町四丁目 757 番地	事業系一般廃棄物・ 解体前残置物（生ご みを除く）	市内全域
南予総合サービス 有限会社	西予市宇和町 明間 1236 番地 1	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物	市内全域
株式会社西建設	西予市野村町西 224 番地	事業系一般廃棄物 （木くず）	市内全域
有限会社滝野産業	西予市野村町 阿下 5 号 334 番地	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物	市内全域
株式会社宇都宮清掃社	西予市三瓶町 朝立 7 番耕地 50 番地 1	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物	市内全域
株式会社 クイックサポート	西予市野村町 野村 14 号 19 番地	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物	市内全域
有限会社ウエダ	八幡浜市 八代 664 番地 4（本社）	事業系一般廃棄物 （限定）養殖斃死魚 ・魚のアラ	市内全域
株式会社豊商事	八幡浜市布喜川 丁 162 番地 10（本社）	事業系一般廃棄物 （限定）養殖斃死魚 ・魚のアラ	市内全域
島原 弘志	宇和島市白浜 212 番地	事業系一般廃棄物 （限定）養殖斃死魚 ・魚のアラ	市内全域

#### ■ し尿・浄化槽汚泥収集運搬業許可業者

業者名	住 所	対象地区
宇和衛生有限会社	西予市宇和町卯之町三丁目 360 番地	市内全域
有限会社清水産業	西予市宇和町皆田 1567 番地 1	市内全域
有限会社滝野産業	西予市野村町阿下 5 号 334 番地	市内全域
有限会社貝塚衛生社	西予市三瓶町垣生字マカリ甲 788 番地 5	市内全域

## (2) 処分業許可業者

法第7条6項に規定する一般廃棄物の処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

- ① 一般廃棄物処分業者が処分できる一般廃棄物は、廃プラスチック類、発泡スチロール、木くず（刈草を含む）、紙くず、繊維くずとする。
- ② 事業系一般廃棄物（限定）処分については、養殖斃死魚・魚のアラとする。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業者は事業計画を作成しなければならない。事業範囲の変更がある場合も同様とする。
- ④ 市長は、提出された事業計画が市の定める一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとする。また、事業計画が提出されない場合も同様とする。
- ⑤ 一般廃棄物処分業者は次表のとおりとし、急激な人口の増加や大型店舗の進出などで一般廃棄物処理体制に困難をきたすなどの特別な理由のない限りは、新規許可は認めない。

### ■ 一般廃棄物処分業許可業者

業者名	住 所	対象品目	処分方法
株式会社グリーンガー	西予市野村町 河西 340 番地	木くず類	破砕助燃剤化
有限会社丸市環境開発	西予市宇和町 伊賀上 1646 番地 5	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず	固形燃料（破砕、圧縮成形）
平成産業有限会社	西予市宇和町 久保 1 号 734 番地	木くず（木質系粗大ごみ、流木、伐採材、剪定材）	破砕助燃剤化
株式会社西建設	西予市野村町 西 224 番地	木くず類（ダム湖、河川等の流木、草木等の一般廃棄物）	破砕助燃剤化及び焼却
株式会社宇都宮清掃社	西予市三瓶町 朝立 7 番耕地 50 番地 1	発泡スチロール	熔融資源化
有限会社上田産業	西予市三瓶町 周木 1 番耕地 121 番地	養殖斃死魚・魚のアラ	乾燥堆肥化

### 13. 災害廃棄物処理について

#### 【概要】

近年、国内外を問わず大規模な自然災害（地震、豪雨・風水害、土砂災害）が多く発生し甚大な被害となっている。東日本大震災以降、国は災害廃棄物対応について見直しを図り、国土強靱化基本計画の中で自治体に災害廃棄物処理計画の策定について推進することを目標とし閣議決定された。これにより、将来発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に対する事前の備えとして、関係各市町に「災害廃棄物処理計画」を策定するよう求められ、西予市でも発災時には大量の廃棄物の発生が予想されることから、平成30年西日本豪雨災害の経験をふまえ「災害廃棄物処理計画」を令和元年度に策定した。

#### 【災害廃棄物の処理責任】

大量の災害廃棄物が発生した場合、その処理処分に関しては廃棄物処理法上「**全て一般廃棄物**」に位置付けられるため自治体にその処理責任がありますが、西予市委託業者及び許可業者をはじめ、市内外の民間業者、県産業廃棄物協会、産業廃棄物処理業者、土木業者による実働部門が主体となり初動対応して行くために、国・県・市が連携しその事務にあたる必要がある。また、消防団、ボランティア、地域自主防災組織、小集落単位での市民との連携も重要である。

#### 【災害時のごみ収集体制】

大規模な災害が発生した場合、通常のごみ収集が困難となることから、一時収集を中止することが想定される。道路が復旧することにより収集可能なルートにあるステーション及び応急仮設的なステーションから「生活環境保全上支障となるごみ」生ごみを含む可燃ごみを優先的に収集運搬する。その他の資源ごみは「災害廃棄物」として順次処理する。

#### 【災害時のし尿収集体制】

し尿収集体制においては、発災後「し尿処理施設」が健在であることを前提とするが、道路事情により収集車両の走行が困難になることが想定されるため、復旧にともない収集を開始する。

別紙

家庭ごみ排出証明書

(あて先) 西予市長 様

収集運搬業者 記入欄	搬入日	令和 年 月 日		
	搬入施設	宇和清掃センター・野村クリーンセンター 城川清掃センター そ の 他 ( )		
	許可業者		許可番号	
	担当者		車番	
	ごみの種類	数量		
	粗大ごみ			
	その他 ( )			

上記のとおり、ごみ収集を委託したことを証します。

(排出者)

住所 西予市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_